

教 人 第 468 号
令和 2 年 6 月 11 日

各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長
各 市 町 村 長
各市町村教育委員会教育長 殿
琉球大学教育学部附属小中学校長
総務部総務私学課長
こども生活福祉部子育て支援課長

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公 印 省 略)

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続き等の留意事項について（通知）**

みだしのことについて、令和 2 年 6 月 5 日付け 2 教教人第 14 号により文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長から通知がありますので、送付致します。

本通知を踏まえ、県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等を「やむをえない事由」に当たるとして取り扱い、新型コロナウイルス感染症の影響で教員免許の更新を行うことが困難な教職員について、下記の通り免許状更新講習の修了確認期限延期又は有効期間の満了日の延長（以下「延期又は延長」という。）の申請を受け付けることとしました。

なお、自身の修了確認期限又は有効期間の満了の日の 2ヶ月前までには、必ず更新又は延期等の申請を行う必要があるため、関係各位におかれては貴管下関係職員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 対象

令和 2 年度、令和 3 年度に修了確認期限又は有効期間満了の日を迎える現職教職員
受講義務者については令和 2 年 4 月 28 日付け教人第 205 号を参照。

2. 延期又は延長後の期限の考え方について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等の「やむをえない事由」がなくなった日（延期又は延長の起算日）を令和3年2月1日と設定し、そこから2年2ヶ月後の令和5年3月31日を新たな期限とする。

延期又は延長を行った場合、更新講習受講及び更新申請期間は、新たな有効期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前の令和3年2月1日～令和5年1月31日となるためそのスケジュールに則って更新講習の受講、申請を行うこと。（別添イメージ図参照）

3. 申請方法

個人申請、又は年に2回の一括申請(7月、11月通知予定)で受付

※延期等の申請は自身の有効期限の2ヶ月前までに必ず行わなければならない。現職の教員が期限の2ヶ月前までに更新又は延期等の申請を行わなければ、失効・失職となる為、有効期限が近い者は早めに個人申請を行うこと。

【申請書類】 沖縄県教育委員会教員免許更新制のHPに掲載

<https://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/menkyo/koushin/shinsei.html>

申請する際は添付した記入例を参考にすること。

4. 留意事項

本人の希望によって延期又は延長を行わずに、予定の期日までに通常通り更新申請を行うことを妨げるものではない。

既に受講済の講習（新たな更新講習受講・申請期間以前に受講した講習）に関しては、別途法令上の措置が講じられる予定（別添文科通知参照）

【本件担当】

沖縄県教育庁学校人事課

小中学校人事班 免許担当 比嘉

TEL : 098-866-2730 FAX : 098-866-2724

e-mail : higamk@pref.okinawa.lg.jp

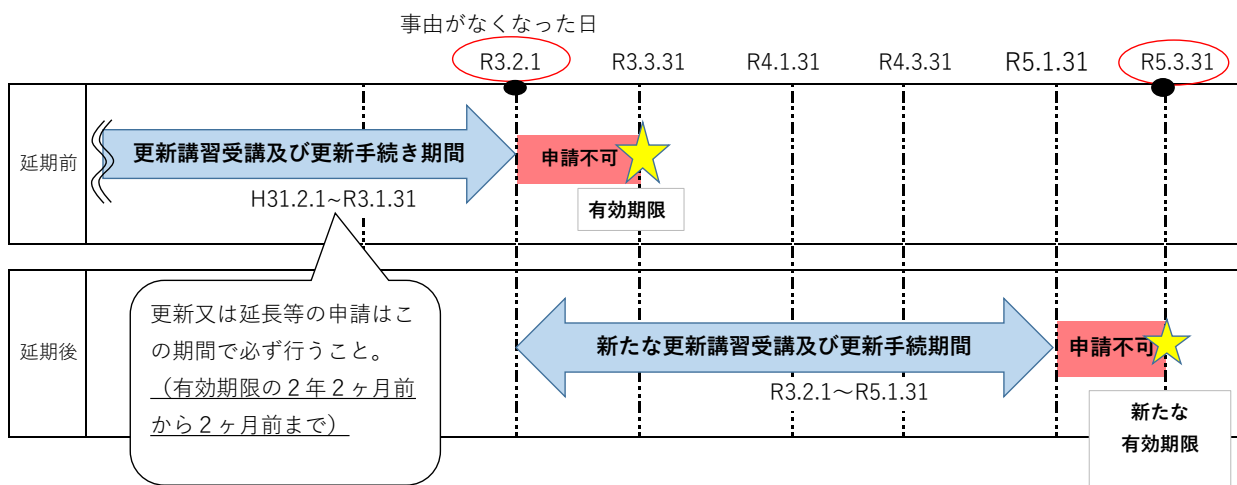
以下の図はあくまでも一例です。過去に延期等の申請を行っている方は、有効期限が年度末ではなく変則的になっている場合がありますので、ご自身の有効期限に照らし合わせてご確認ください。

延期等の申請は、必ず自身の有効期限の**2ヶ月前**までに行わなければなりません。

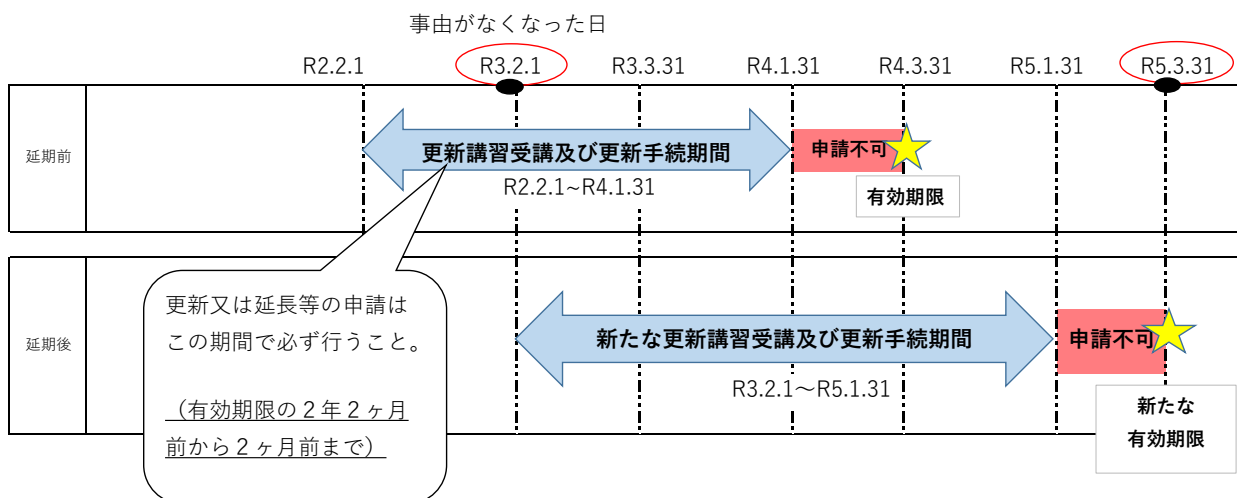
い。現職の教員が手続きを取らずに期限を過ぎると失効・失職となります！

【延期又は延長申請後の更新講習受講及び更新手続き期間のイメージ図】

【例1】延期前期限が令和3年3月31日の方



【例2】延期前期限が令和4年3月31日の方





※新免許状 新型コロナウイルス感染症による影響で延長申請をされる方用(見本)

有効期間延長申請書

沖縄県教育委員会 殿

令和 年 月 日

(ふりがな) おきなわ でいご		生年月日	現住所 (〒900 - ××××)
氏名 沖縄 でいご		昭和63年 4月 3日	那覇市〇〇1-2-3
(旧氏名 南風 でいご			(電話番号 090-1234-5678)
本籍地 沖縄	都・道・府・県	勤務校・機関 (国立・公立・私立)	職名 (職員番号 123456)
(旧本籍地)	はいさい中学校	教諭

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の9の規定により、免許状の有効期間の延長を受けることを申請します。

1 延長事由

1 指導改善研修中 2 休職・休業 (育児休業 心身の故障等による休業)
 3 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難 4 在外教育施設等に勤務
 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣 6 専修免許状取得のため大学院等に在籍
 8 その他の事由 (詳細 【例】新型コロナウイルス感染症の影響により学校教育活動に伴う業務量が増大した為。)

※該当する事由にチェックを入れ、必要事項を記入すること

(期間 令和 2 年 5 月 ×× 日 から 令和 3 年 1 月 31 日 まで)

期間は、任意の日付から令和3年1月31日までと記入。

2 延長前の有効期間及び延長を申請する有効期間

延長前の有効期間	延長を申請する有効期間
令和〇年〇月〇〇日	令和5年3月31日

3 更新を申請する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授 与 者	記載された本籍地
中学校教諭 (専修・一・二種・級) 免許状	第100号	平成22年3月18日	福岡 都・道・府・県 教育委員会	沖縄 都・道・府・県
教諭 (専修・一・二種・級) 免許状		年 月 日	都・道・府・県 教育委員会	沖縄都・道・府・県
教諭 (専修・一・二種・級) 免許状		年 月 日	都・道・府・県 教育委員会	沖縄都・道・府・県
教諭 (専修・一・二種・級) 免許状		年 月 日	都・道・府・県 教育委員会	沖縄都・道・府・県
教諭 (専修・一・二種・級) 免許状		年 月 日	都・道・府・県 教育委員会	沖縄都・道・府・県

延長前の期限を記入

延長を申請する修了確認期限は令和5年3月31日と記入

注 職名欄の職員番号については、申請時点で沖縄県内の国公立学校及び沖縄県教育委員会に在籍している者に限り、記入すること。

所属長の証明 (公印) をつけること

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の5に規定する事由に該当する者であることを証明する。

平成28年5月31日

(証 明 者 名) はいさい中学校校長 ○山 ×朗





※ **旧免許状** 新型コロナウイルス感染症による影響で延期申請をされる方用(見本)

修了確認期限延期申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) おきなわ ゆうな 氏名 沖縄 ゆうな (旧氏名 琉球 ゆうな)		生年月日 昭和46年 4月 3日	現住所 (〒900 - ××××) 那覇市〇〇1-2-3 (電話番号 090-1234-5678)
本籍地 沖縄 (旧本籍地)	都・道・府・県 府	勤務校・機関 (国立・公立・私立) うちなー高等学校	職名(職員番号 123456) 教諭

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項の規定に基づき、修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 延期事由

1 指導改善研修中
 2 休職・休業(□育児休業 □心身の故障等による休職 □その他()
 3 地震・積雪・洪水その他の自然現象により交通が困難
 4 在外教育施設等に勤務(機関名:)
 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣
 6 専修免許状取得のため大学院等に在籍
 7 教育職員となった日から修了確認期限までの期間が2年2月未満
 8 取得から10年未満の免許状を有している
 9 その他の事由(詳細:【例】新型コロナウイルス感染症の影響により学校教育活動に伴う業務量が増大した為。)
※該当する事由にチェックを入れ、必要事項を記入すること
(期間 令和2年5月××日から 令和3年1月31日まで)

期間は、任意の日付から
令和3年1月31日までで記入。

2 延期前の修了確認期限及び延期を申請する修了確認期限

延期前の修了確認期限	延期を申請する修了確認期限
令和〇年〇月〇〇日	令和5年3月31日

3 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授	本籍地
小学校教諭 (専修・二種・級)免許状	第100号	平成7年3月18日	福岡都道府県教育委員会	沖縄都道府県
中学校教諭 (専修・二種・級)免許状	第10号	平成7年3月18日	福岡都道府県教育委員会	沖縄都道府県
高等学校教諭 (専修・二種・級)免許状	第20号	平成7年3月18日	福岡都道府県教育委員会	沖縄都道府県
高等学校教諭 (専修・二種・級)免許状	第21号	平成7年3月18日	福岡都道府県教育委員会	沖縄都道府県
高等学校教諭 (専修・一・二種・級)免許状	第31号	平成27年3月18日	沖縄都道府県教育委員会	沖縄都道府県

注 職名欄の職員番号については、申請時点で沖縄県内の国公立学校及び沖縄県教育委員会に限り、記入すること。

所属長の証明(公印)をつけること

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当する者であることを証明する。
令和〇年〇月〇〇日

(証明者名) はいさい中学校長 山田 太郎

